

記入例

夫・妻の本籍地、住民登録地のうちいずれかの市区町村役場に届出をしてください。

・住所(世帯主)を変更する場合は、住所変更の手続きが必要です。(婚姻届だけでは住所や世帯主を変えられません)
平日の市役所の開いている時間に転入・転居届を同時に出す場合は、新しい住所を記入してください。(転入の場合は、転出証明書が必要です。)

・本籍地ではない市役所へ提出する場合は、戸籍謄本が必要です。

・父母が死亡等でない場合も、記入してください。

・婚姻後の夫婦の氏は、夫又は妻に必ずチェックをしてください。(同姓でもチェックしてください)
戸籍の最初に記載される人になります。
・新本籍は□の氏の人々が筆頭者となっているとき以外、必ず記入してください。

新しい戸籍の作成に、5日ほどかかります。

昼間連絡できる連絡先(携帯電話も可)を必ず記入してください。

連絡先
電話(0467)1111 番
自宅・勤務先[]・携帯

婚姻届		受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日
		送付 令和 年 月 日 第 号	長 印
令和 年 月 日届出		神奈川県綾瀬市長 殿	
		書類調査	戸籍記載
		記載調査	調査票 附 票
		住民票	通知
(1) 氏名	夫になる人	妻になる人	
	あやせ しょうた	やまだ もえ	
(2) 住所	氏名	氏名	
	綾瀬 翔汰	山田 萌	
(3) 本籍	生年月日	生年月日	
	平成●●年1月14日	平成●●年4月17日	
(4) 父母及び養父母の氏名	住所	住所	
	神奈川県綾瀬市深谷中	左に同じ	
(5) 婚姻後の夫婦氏・新しい本籍	住民登録をしているところ	住民登録をしているところ	
	1丁目3番1号	左に同じ	
(6) 同居を始めたとき	世帯主の氏名	世帯主の氏名	
	綾瀬 一夫	左に同じ	
(7) 初婚・再婚の別	外国人のときは国籍だけを書いてください	外国人のときは国籍だけを書いてください	
	筆頭者の氏名	筆頭者の氏名	
(8) 同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事	父	父	
	綾瀬 一夫	深谷 一郎	
夫婦の職業	母	母	
	綾瀬 文	山田 春	
その他	養父	養父	
	綾瀬 啓一郎	山田 太郎	
届出人署名	養母	養母	
		山田 幸子	
事件簿番号	新本籍(左の□の氏の人々がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)	新本籍(左の□の氏の人々がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)	
	神奈川県綾瀬市早川 550 番地 1	神奈川県海老名市勝瀬	
住所	婚姻後の夫婦氏・新しい本籍	婚姻後の夫婦氏・新しい本籍	
	神奈川県綾瀬市早川 550 番地 1	神奈川県海老名市勝瀬	
同居を始めたとき	同居を始めたとき	同居を始めたとき	
	令和●●年1月	結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください	
初婚・再婚の別	初婚・再婚の別	初婚・再婚の別	
	初婚 再婚	初婚 再婚	
同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事	初婚 再婚	初婚 再婚	
	初婚 再婚	初婚 再婚	
夫婦の職業	初婚 再婚	初婚 再婚	
	初婚 再婚	初婚 再婚	
その他	初婚 再婚	初婚 再婚	
	初婚 再婚	初婚 再婚	
届出人署名	初婚 再婚	初婚 再婚	
	初婚 再婚	初婚 再婚	
事件簿番号	初婚 再婚	初婚 再婚	
	初婚 再婚	初婚 再婚	
住所	初婚 再婚	初婚 再婚	
	初婚 再婚	初婚 再婚	
同居を始めたとき	初婚 再婚	初婚 再婚	
	初婚 再婚	初婚 再婚	
初婚・再婚の別	初婚 再婚	初婚 再婚	
	初婚 再婚	初婚 再婚	
同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事	初婚 再婚	初婚 再婚	
	初婚 再婚	初婚 再婚	
夫婦の職業	初婚 再婚	初婚 再婚	
	初婚 再婚	初婚 再婚	
その他	初婚 再婚	初婚 再婚	
	初婚 再婚	初婚 再婚	
届出人署名	初婚 再婚	初婚 再婚	
	初婚 再婚	初婚 再婚	
事件簿番号	初婚 再婚	初婚 再婚	
	初婚 再婚	初婚 再婚	

※印鑑は不要です。(任意で押印することは可能です。)

婚姻届に必要なもの

成年のかた2名の署名が必要です。
※印鑑は不要です。
(任意で押印することは可能です。)

◎婚姻届(1通)

◎夫・妻になる人の戸籍謄本、各1通
(本籍地に届出する場合は必要ありません)

◎夫・妻になる人の本人確認ができるもの
(運転免許証・パスポート等)

◎個人番号カード(マイナンバーカード)
(氏名・住所が変更になる場合)

証 人	綾瀬 次郎	山田 五郎
署名 (※押印は任意)	綾瀬 次郎	山田 五郎
生年月日	昭和54年8月25日	昭和56年3月1日
住所	神奈川県綾瀬市上土棚中 1丁目10番11号	神奈川県綾瀬市寺尾中 1丁目3番11号
本籍	神奈川県綾瀬市上土棚中 一丁目10番	神奈川県綾瀬市寺尾中 一丁目3番

記入の注意 ※必ずお読みください

・届出書の記入は、鉛筆や消えやすいインキではなく黒インクや黒のボールペンで記入してください。

・届出書に記入する文字は、略字で記入しないで戸籍に記載されているとおりの字を記入してください。

・この届出書は、市役所が開いている時間以外でも届出することができます。
※この場合、必ず市役所が開いている時間内に市役所の戸籍担当者に届出書の記入誤りがないか事前に確認しておいてください。

・国際結婚(外国籍のかたとの婚姻や海外で婚姻されたかた)は、記入例や添付資料が異なりますので、市役所の戸籍担当者に必ず記入の仕方を確認してください。

・夫、妻になるかたにお子様がいいらっしゃる場合は、婚姻届だけでは氏や戸籍を夫、妻になるかたと同じにすることができません。
詳しくは市役所の戸籍担当者に確認してください。

・この届出を本籍地でない市役所に出すときは、戸籍謄本が一通必要です。

・印鑑は不要です。(任意で押印することは可能です。)

・日本人のかたは成人(18歳以上)でないと婚姻できません。